

# 県議会議員の定数等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の定数等に関する条例（平成14年岩手県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(選挙区及び各選挙区の定数) 第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第1項から第4項まで及び第8項の規定に基づき、県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。			(選挙区及び各選挙区の定数) 第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第1項から第4項まで及び第8項の規定に基づき、県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。		
選挙区		議員数	選挙区		議員数
名称	区域		名称	区域	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
一関	一関市 西磐井郡 <u>東磐井郡</u>		一関	一関市 西磐井郡	
[略]	[略]		[略]	[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

## 附 則

この条例は、平成23年9月26日から施行する。

平成23年3月15日提出

## 理由

東磐井郡藤沢町の一関市編入に伴い、所要の整備をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。